

あなたの会社は大丈夫？

「正しく理解し未然にトラブルを防止しよう！」



静岡労働局に寄せられる労働基準関係の情報や相談のうち、多いものを回答とともにいくつか例としてご紹介します。

事業主・労働者の双方が法律を正しく理解し、無用なトラブルを解消しましょう。**お近くの労働基準監督署でも随時ご相談承ります。**

よくある相談①



始業時間よりも前に朝礼やラジオ体操などをするよう社長や工場長から指示されます。これは労働時間には当たらないのですか？

答え



労働基準法上の労働時間とは「客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるか否か」がポイントになります。

事業場内で使用者から本来業務の準備作業や後片付けを義務付けられていれば、原則として労基法上の労働時間に当たるといえます。個別具体的なご相談も承ります。

《労働基準法第32条（労働時間）》

労働基準法上の労働時間＝「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」

よくある相談②



お昼休憩中にお客さんから電話がかかってきたり対応したりすることがあります。休憩を十分に自由に取れず、席を離れることもできません。この取り扱いに問題はありませんか？

答え



会社で定める所定休憩を十分に取れず自由に利用できないということですが、**法定の休憩時間が取れなければ法違反となります。**労働時間とみなされれば賃金の問題も生じてきます。輪番の電話当番制度などを社内で検討しても良いかもしれません。

《労働基準法第34条（休憩）》

法定休憩 労働時間が6時間を超える場合→45分
8時間を超える場合→1時間

よくある相談③



会社が日々の残業を30分単位でしか認めてくれません。それ以下は常に切り捨てられてしまいます。やむを得ず残業しているのになんだか腑に落ちません。

答え



労働基準法上は「月における合計残業時間の30分を単位とした四捨五入は違法ではない」としていることから、合計時間を30分を基準として切り捨てたり切り上げたりすることは可能ですが、**日々の労働時間について一定の基準を定めて常に切り捨てとなるような取扱いはいけません。**

《労働基準法第37条（割増賃金）》

「常に切り捨て」てしまうと賃金が満額支払われないこととなります。労使で一定の基準を定めそのとおりに勤怠をつけることは問題ありません。

よくある相談④



働き方改革で有休が取りやすくなったと聞いたことがあるのですが会社の社長は「うちの会社に有休は無い」と言っています。本当ですか？

答え



働き方改革により使用者は労働者※1に対し有給休暇発生から**1年以内に少なくとも5日取得させなければならないこととなりました。** ※1 法定の付与日数が10以上の者に限る

有給休暇は要件を満たせば発生します。時季を指定すれば取得できます※2。

あなたが法律上の要件を満たしているなら社長の「無い」という説明は正しくありません。 ※2 使用者からの時季変更権の行使を除く

《労働基準法第39条（年次有給休暇）》

年5日取得に当たっては
労使で話し合い計画的に付与・取得しましょう

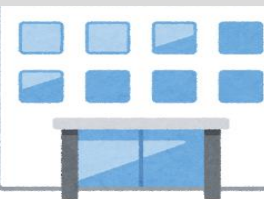
よくある相談⑤



飲食店で働いています。会社が労働者全員にコロナのワクチンを打つよう指示します。私は持病の関係でワクチンを打つことができません。繰り返し指示された場合、どうすればよいですか？

答え

総合労働相談コーナー



我が国では新型コロナワクチンの接種は任意ですので、受ける・受けないを労働者が決められます。接種できない理由を労働者が既に伝えているにもかかわらず繰り返し会社が指示する場合、**いやがらせ行為に該当してくる可能性があります**。労働基準監督署の総合労働相談コーナーにご相談ください。

《個別労働紛争解決制度》
職場のトラブル解決をサポートします

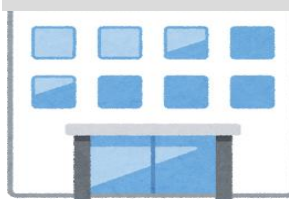
よくある相談⑥



中小企業事業主です。問題行動のある労働者のことで悩んでいます。上司からのミスの指摘が発端のようですが最近では問題行動がエスカレートしているように見受けられます。できれば話し合いをしたいのですが間を取り持っていただくことはできますか？

答え

総合労働相談コーナー



行政機関ですので当事者のどちらか一方の味方となるような行為は残念ながらできません。

しかし、**職場のトラブル解決をサポートするための制度をご案内できるかもしれません**。無料でご利用いただけます。労働基準監督署の総合労働相談コーナーにご相談ください。

《個別労働紛争解決制度》
事業主からの利用申し込みも可能です



わからないことがあればご相談ください

- ・労働者側・使用者側どちらからのご相談も承ります
- ・匿名でもかまいません
- ・秘密は厳守します



管轄の労働基準監督署（総合労働相談コーナー）をご利用ください

※総合労働相談コーナーは監督署内に設置されています

労働基準監督署にて労働基準関係のご相談のほか、総合労働相談コーナーでも職場でのトラブルなどのご相談も承ります



何となく納得がいかないことがある

☞お話をうかがい何が問題となるのかご説明します

トラブルを避ける方法を知りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう

もちろん
無料です



そもそも労働基準法にはどのように定められているの？

☞基本から丁寧に説明します

いわゆる民事上の問題も対応してもらえるの？

☞内容によっては総合労働相談コーナーにて制度のご利用をご案内できるかもしれません



★ お気軽にご相談ください！ ★

浜松署 ☎ 053-456-8148
 磐田署 ☎ 0538-32-2205
 島田署 ☎ 0547-37-3148
 静岡署 ☎ 054-252-8106

富士署 ☎ 0545-51-2255
 沼津署 ☎ 055-933-5830
 三島署 ☎ 055-986-9100
 下田駐在事務所
 ☎ 0558-22-0649